

4 障害者のしあわせ倍増

- 1 5 さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達推進
- 1 6 屋外での移動が困難な障害者のための外出支援
- 1 7-1 障害者工賃向上プロジェクトの実施
- 1 7-2 ユニバーサル就労の実現
- 1 7-3 障害者の暮らしを支える住まいの整備
- 1 8 必要のある学校への特別支援学級の設置
- 1 9 ユニバーサルスポーツの推進
- 2 0-1 発達障害者・精神障害者支援の拡充
- 2 0-2 精神障害者に対する支援の拡充
- 2 0-3 発達障害者に対する支援の拡充
- 2 0-4 発達障害児支援の拡充

15 さいたま市障害者就労施設等からの物品等の優先調達推進

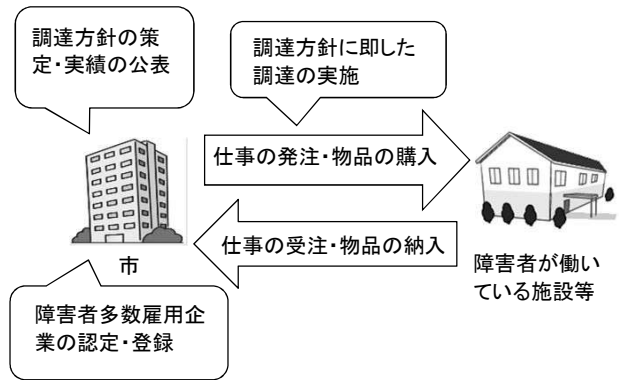
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために、平成25年度までに方針・調達目標を策定し、障害者就労施設等の受注機会の拡大について全庁的に取り組み、平成28年度までに調達件数を47件にします。

【優先調達推進法における取組】

〔現状(平成25年7月1日時点)〕

- 平成25年4月1日から施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の規定に基づき、本市の調達方針・目標について、平成25年度中の策定を予定しています。
(平成24年度調達実績10件)
- 併せて、障害者を多数雇用する企業等の認定・登録基準の作成を進めています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度を取組内容と工程	
平成25年度	発注件数13件 (前年度の30%増)	取組内容	①平成25年度調達方針の策定をし、調達の推進として障害者就労施設等の業務一覧を作成し庁内に周知・啓発 ②障害者を多数雇用する企業等の認定及び登録に関する取扱要綱の作成
		工程	① ███> ② ███>
平成26年度	発注件数19件 (前年度の40%増)	取組内容	①平成26年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録の開始
		工程	① ███> ② ███>
平成27年度	発注件数29件 (前年度の50%増)	取組内容	①平成27年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録
		工程	① ███> ② ███>
平成28年度	発注件数47件 (前年度の60%増)	取組内容	①平成28年度調達方針の策定・調達の推進 ②障害者多数雇用企業の認定・登録
		工程	① ███> ② ███>

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者工賃向上プロジェクトで掲げている就労施設等で就労する障害者の工賃の増額や職業の安定が図られ、地域で自立した生活を送ることにつながります。

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者の移動支援を行う事業所を20か所増設（4年以内）

16 屋外での移動が困難な障害者のための外出支援

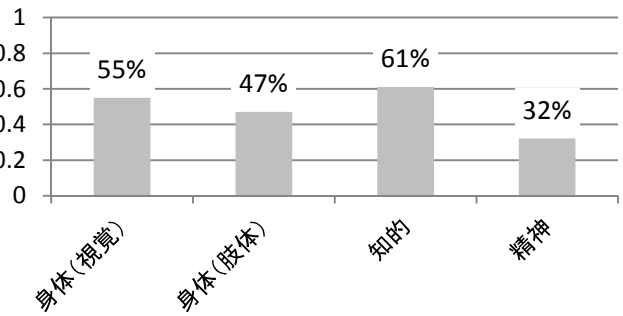
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援するため、平成28年度末までに、障害者の移動支援を行う事業所を20か所増設します。

【現状(平成25年4月1日時点)】

- ・ 移動支援事業所は現在187か所です。
- ・ 平成23年4月1日より「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の制定過程において当事者からの要望が多かった通学・通所まで支援対象を拡大しました。

【出かけるときの付き添いが必要と回答した人の割合】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

さいたま市「障害福祉に関する調査」

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	事業所数5か所の整備	取組内容	居宅介護事業所(注)に移動支援事業への参入の促進			
		工程	—————▶			
平成26年度	事業所数5か所の整備 (累計10か所)	取組内容	居宅介護事業所に移動支援事業への参入を促進			
		工程	—————▶			
平成27年度	事業所数5か所の整備 (累計15か所)	取組内容	居宅介護事業所に移動支援事業への参入を促進			
		工程	—————▶			
平成28年度	事業所数5か所の整備 (累計20か所)	取組内容	居宅介護事業所に移動支援事業への参入を促進			
		工程	—————▶			

(3) 達成時の効果(アウトカム)

毎年増加する移動支援事業の利用ニーズに対応し、屋外での移動が困難な障害児・者の地域における自立生活や社会参加を促進することができます。

注 居宅介護事業所とは、家事援助や身体介護、通院等介助などのヘルパーを派遣する事業所のこと。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1309

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者の暮らしを支える労賃倍増プロジェクトの推進

17-1 障害者工賃向上プロジェクトの実施

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者が地域で自立した生活を送れるようにするため、平成28年度末までに、障害者就労施設に従事している障害者の平均工賃月額を20,000円にします。

【現状(平成25年3月末時点)】

- さいたま市内の平成24年度における障害者就労施設における平均月額工賃は15,789円です。



【平成24年度障害者工賃増額モデル事業実施例】

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程				
平成25年度	平均工賃月額 17,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の実施 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー制度の見直し) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①②	—————→		
平成26年度	平均工賃月額 18,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の実施 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー派遣の推進等) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①② ③	—————→		
平成27年度	平均工賃月額 19,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の成果の検証・授産製品販路拡大策について検討 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー派遣の推進等) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①② ③	—————→		
平成28年度	平均工賃月額 20,000円	取組内容	①障害者工賃増額モデル事業の検証結果をもとに、授産製品販路拡大策を実施 ②商品開発支援の実施(授産支援アドバイザー派遣の推進等) ③販路拡大支援の実施(官公需の促進等)			
		工程	①② ③	—————→		

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者就労施設に通所する障害者の収入が全体的に底上げされ、グループホーム等での地域で自立した生活ができる障害者が増加します。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1307

保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 電話:048-859-7255

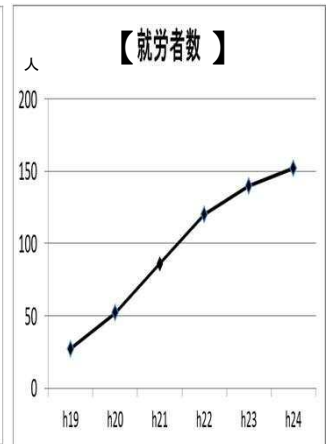
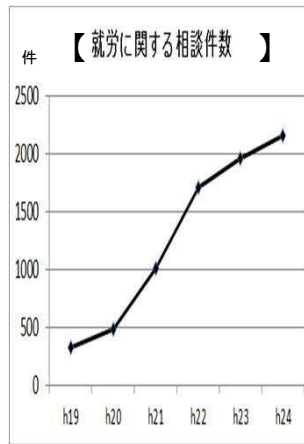
17-2 ユニバーサル就労の実現

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害のある方が地域で安心して自立した生活が送れるようにするため、平成28年度末までに、障害者の一般就労者数を700人にします。

【現状(平成25年4月1日時点)】

・平成25年4月1日の障害者雇用率引き上げ(1.8%→2.0%)に伴い、雇用する側の環境や社会的な認識が高まる中、障害者の就労の準備性も含め、就職する会社等とのマッチングや就職後の就労の継続を目的とした定着支援が重要性を増してきており、今後さらにきめ細やかな相談業務とジョブコーチ支援、離職予防事業等を充実させる必要があります。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	障害者の一般就労者数 160人	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等 ②
平成26年度	障害者の一般就労者数 170人 (累計330人)	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等 ②
平成27年度	障害者の一般就労者数 180人 (累計510人)	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等 ②
平成28年度	障害者の一般就労者数 190人 (累計700人)	取組内容	①一般就労を目指す障害者のための相談、職業訓練、各種講座等の実施 ②就職後のジョブコーチ等による定着支援の実施
		工程	① 就労相談・職業訓練・講座実施・ジョブコーチ派遣等 ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害のある方がその障害特性に配慮された職場環境で生きがいと希望をもって働くことができるようになり、安心して自立した生活が送れます。

17-3 障害者の暮らしを支える住まいの整備

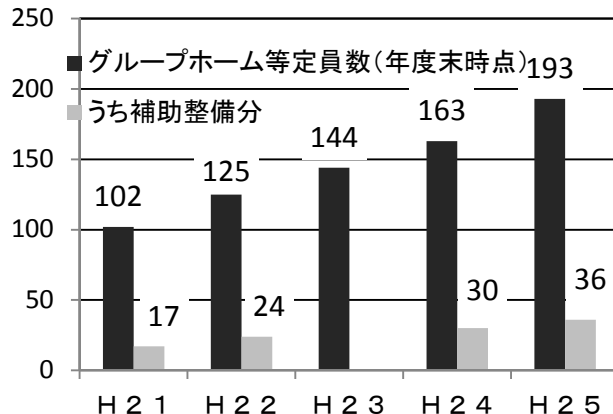
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者の暮らしを支える住まいを確保するため、平成28年度末までに、グループホームを60人分増設します。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・「グループホーム」は法律に基づく事業で、市内に47か所(定員195人)あり、そのうち5箇所は、国及び市の補助金を活用し、改修・新築等の施設整備を行っています。
- ・「生活ホーム」は市独自事業で、市内に15か所(定員98人)あります。
- ・上記施設はともに、障害者の社会的自立の促進を目的としており、今後「生活ホーム」から「グループホーム」への移行を推進し、安定した運営基盤を確保していく必要があります。

【グループホーム年度別設置推移】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	グループホーム6人分増設	取組内容	民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成
		工程	—————▶
平成26年度	グループホーム6人分増設 (累計12人分)	取組内容	①民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成 ②設置促進策及び生活ホームの移行支援策の検討
		工程	① —————▶ ② —————▶
平成27年度	グループホーム24人分増設 (累計36人分)	取組内容	①民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成 ②法定外の施設である生活ホームからグループホームへの移行等の設置促進策の実施
		工程	① —————▶ ② —————▶
平成28年度	グループホーム24人分増設 (累計60人分)	取組内容	①民間法人が実施するグループホームの施設整備に必要な費用の一部助成 ②法定外の施設である生活ホームからグループホームへの移行等の設置促進策の実施
		工程	① —————▶ ② —————▶

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者の地域における住まいの場の選択肢が増え、自ら選択したグループホームで自立した生活を送ることができます。

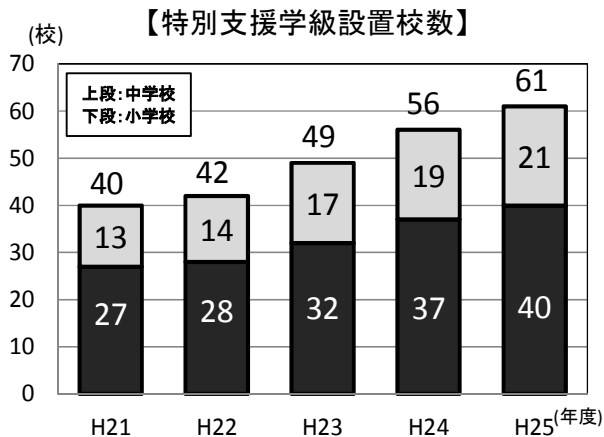
18 必要のある学校への特別支援学級の設置

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害のある人が住み慣れた地域で学ぶために、特別支援学級を最終的には全ての「必要のある学校」に設置することを目指して、平成28年度末までに、64校に特別支援学級を新增設します。（特別支援学級設置率約78%）

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- ・しあわせ倍増プラン2009では、4年間に新たに小・中学校あわせて18校に特別支援学級を設置しました。
- ・平成25年4月に、新たに5校で特別支援学級を開設し、小・中学校あわせて61校となりました。
(特別支援学級設置率38.1%)
- ・障害のある児童の放課後児童クラブへの受け入れは、どのクラブでも可能な体制となっています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・平成26年4月に特別支援学級を4校で開設 (特別支援学級設置率約40%)	取組内容 ①特別支援学級の設置 ②新たな特別支援教育推進計画の策定	工程 ① 調査 ② 開設準備 4月開設
平成26年度	平成27年4月に特別支援学級を20校で開設 (特別支援学級設置率約53%)	取組内容 ①特別支援学級の設置 ②特別支援教育の免許状を取得する講習(定員50名)の実施 ③特別支援教育の専門性を高めるための研修の実施 ④特別支援教育推進計画の推進	工程 ① 調査 ② ● 開設準備 ③④ 年間を通じて実施 4月開設
平成27年度	平成28年4月に特別支援学級を20校で開設 (特別支援学級設置率約65%)	取組内容 ①特別支援学級の設置 ②特別支援教育の免許状を取得する講習(定員50名)の実施 ③特別支援教育の専門性を高めるための研修の実施 ④特別支援教育推進計画の推進	工程 ① 調査 ② ● 開設準備 ③④ 年間を通じて実施 4月開設
平成28年度	平成29年4月に特別支援学級を20校で開設 (特別支援学級設置率約78%)	取組内容 ①特別支援学級の設置 ②特別支援教育の免許状を取得する講習(定員50名)の実施 ③特別支援教育の専門性を高めるための研修の実施 ④特別支援教育推進計画の推進	工程 ① 調査 ② ● 開設準備 ③④ 年間を通じて実施 4月開設

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害のある児童生徒が住み慣れた地域で学び、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けることができます。

担当 教育委員会事務局 学校教育部 指導2課 電話:048-829-1667

子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課 電話:048-829-1717

4 障害者のしあわせ倍増

◎ 障害者も健常者も共に楽しめるユニバーサルスポーツの推進

19 ユニバーサルスポーツの推進

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

障害者と健常者がスポーツを通じて交流を深め、誰もが共に暮らせる地域社会を実現するため、各種スポーツイベントを開催し、平成28年度の来場者の合計を3,000人以上にします。

【現状(平成25年7月1日時点)】

- ・平成25年3月20日に、パラリンピック三連覇中のブラジルを相手に、ブラインドサッカーの国際親善試合であるノーマライゼーションカップを開催し、450人が来場しました。
- ・平成24年9月16日に、ふれあいスポーツ大会2012を開催し、958人が来場しました。

【平成24年度さいたま市ノーマライゼーションカップ】



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップへの合計来場者数1,500人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③平成26年度新たに開催する障害者と健常者が共に参加できる(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの内容を検討	工程 ① → ● (ふれあいスポーツ大会) ② → ● (ノーマライゼーションカップ) ③ → ● (仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの内容を検討
平成26年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップ、(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルへの合計来場者数2,500人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの開催	工程 ① → ● (ふれあいスポーツ大会) ② → ● (ノーマライゼーションカップ) ③ → ● (仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバル
平成27年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップ、(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルへの合計来場者数2,800人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの広報、内容を充実させ開催	工程 ① → ● (ふれあいスポーツ大会) ② → ● (ノーマライゼーションカップ) ③ → ● (仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバル
平成28年度	ふれあいスポーツ大会及びノーマライゼーションカップ、(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルへの合計来場者数3,000人	取組内容 ①ふれあいスポーツ大会の広報、内容を充実させ開催 ②ノーマライゼーションカップの広報、内容を充実させ開催 ③(仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバルの広報、内容を充実させ開催	工程 ① → ● (ふれあいスポーツ大会) ② → ● (ノーマライゼーションカップ) ③ → ● (仮称)ユニバーサルスポーツフェスティバル

(3) 達成時の効果(アウトカム)

障害者と健常者が共にスポーツを楽しみながら交流することで、お互いに理解を深めることができるとともに、障害者の社会参加が図られます。

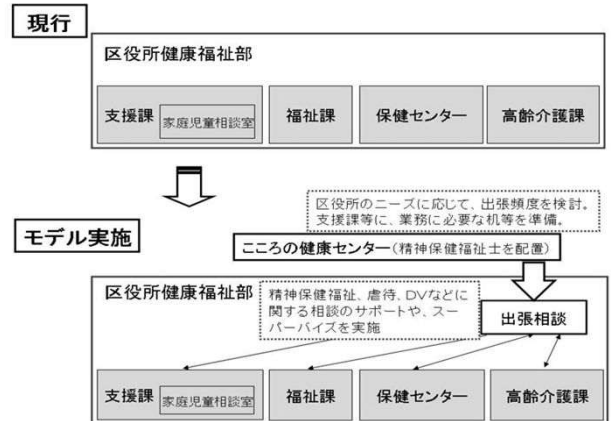
20-1 発達障害者・精神障害者支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

区役所における精神保健福祉に関する相談に対応するため、平成28年度末までに、区役所における精神保健福祉に関する相談や区役所職員への支援を年1,200件、訪問支援を年300件実施します。

〔現状(平成25年4月1日時点)〕

- さいたま市区役所のあり方検討委員会による、「区役所のあり方に関する検討報告書」では、精神保健福祉に関する相談業務を区役所に移行することが提言されており、市民からの相談内容の多様化・複雑化に迅速に対応するため、精神保健福祉士等の専門職の配置について要望があります。
- 人材育成の観点において、専門職のスキルアップの方法を同時に考えていく必要があります。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	平成26年度実施に向けての区役所との協議(年度内2回開催)	取組内容	平成26年度以降に出張を実施する区について、区役所健康福祉部関係各課と協議
		工程	2回実施(年度内)
平成26年度	4区における、精神保健福祉に関連した相談や、区役所職員への支援(400件)、同行訪問(100件)	取組内容	A~D区(仮)の担当として、精神保健福祉士2名を配置し、概ね4か所の区役所健康福祉部に、週4日間おける市民からの相談、訪問などの精神障害者支援業務と、職員への専門的アドバイスなどの業務を実施(週に1日は、研修のため、こころの健康センターで業務を実施)
		工程	概ね週4日間の区役所出張と、週1日のこころの健康センターでの研修
平成27年度	7区における、精神保健福祉に関連した相談や、区役所職員への支援(800件)、同行訪問(200件)	取組内容	E~G区(仮)の担当として精神保健福祉士2名を配置し、概ね3か所の区役所健康福祉部に、週4日間おける市民からの相談、訪問などの精神障害者支援業務と、職員への専門的アドバイスなどの業務を実施(週に1日は、研修のため、こころの健康センターで業務を実施)
		工程	概ね週4日間の区役所出張と、週1日のこころの健康センターでの研修
平成28年度	10区における、精神保健福祉に関連した相談や、区役所職員への支援(1,200件)、同行訪問(300件)	取組内容	①H~J区(仮)の担当として、精神保健福祉士2名を配置し、概ね3か所の区役所健康福祉部に、週4日間おける市民からの相談、訪問などの精神障害者支援業務と、職員への専門的アドバイスなどの業務を実施(週に1日は、研修のため、こころの健康センターで業務を実施) ②平成26年~28年度の業務量、業務内容の実績を基に、平成29年度以降の体制を検討
		工程	① 概ね週4日間の区役所出張と、週1日のこころの健康センターでの研修 ②平成29年度以降の体制の検討

(3) 達成時の効果(アウトカム)

精神保健福祉士が区役所の業務を支援することで、市民に身近な区役所でより迅速で専門的な相談を受けることができるようになります。

20-2 精神障害者に対する支援の拡充

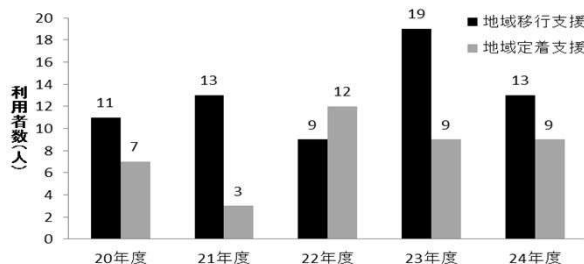
(1) 数値目標等(取組指標・方針)

精神障害者への更なる支援を行うため、高次脳機能障害に対する相談体制を整備するとともに、平成26年度末までに精神障害者の退院促進支援に関する指針を策定し、平成28年度末までに指針に基づいた退院支援を展開することにより、地域移行する精神障害者を20人とします。

[現状(平成25年3月末時点)]

- ・精神科病院に入院中の精神障害者が地域で生活するために必要な調整や住居の確保、退院後に独り暮らしで困った際の相談支援などのサービス(法定サービスである地域移行支援・地域定着支援)利用は少ない状況が続いています。
- ・高次脳機能障害(注1)に関する市の相談体制について、更なる充実が求められています。

地域移行支援・地域定着支援の利用者数



※ 平成23年度以前は、精神障害者退院支援事業によるもの

(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	地域移行・地域定着支援連絡会議の設置	取組内容	①精神障害者の退院支援の機関連携の柱として、新たに地域移行・地域定着支援連絡会議を設置し、退院支援体制の構築を行う。 ②精神障害者グループホームの設置促進 ④高次脳機能障害に関する職員研修を実施し、一次相談の実施
		工程	①●設置 ② ④●研修
平成26年度	(仮称)精神障害者退院促進支援指針の策定	取組内容	①退院支援を実施するとともに、退院促進支援指針の策定を行う。 ②精神障害者グループホームの設置促進 ③退院へ向けた支援を行うピアサポーター(注2)の配置 ④高次脳機能障害に関する職員研修の実施、一次相談の継続実施
		工程	① ②③ ④●研修 ●策定 ●研修
平成27年度	指針に基づく退院支援の実施(地域移行させる目標人数10人)	取組内容	①策定した精神障害者退院促進支援指針に基づき、退院支援を実施 ②③精神障害者グループホームの設置促進・ピアサポーターの活用
		工程	①②③
平成28年度	指針に基づく退院支援の実施(地域移行させる目標人数10人)	取組内容	①策定した精神障害者退院促進支援指針に基づき、退院支援を実施 ②③精神障害者グループホームの設置促進・ピアサポーターの活用
		工程	①②③

(3) 達成時の効果(アウトカム)

精神科病院に入院していた障害者や高次脳機能障害を持つ方が地域において適切な支援を受けながら、自立した生活を送ることができます。

注1 事故や病気等で脳に損傷を受けた後に、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障がでる障害。症状が外見からわかりにくく、本人に自覚がないことも多い。

注2 同じような立場にある支援者のこと。(本事業においては、精神障害当事者であり、病院からの退院経験を持つ支援者を指す)

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1306
保健福祉局 福祉部 障害者更生相談センター 電話:048-646-3129

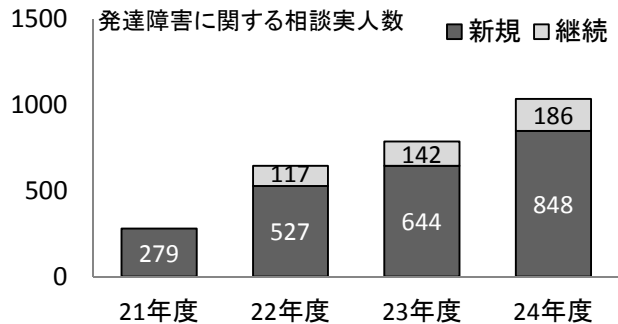
20-3 発達障害者に対する支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

発達障害者への更なる支援を行うため、平成28年度までに成人期の就労に向けた社会参加事業や学生向けキャリア教育及び就労支援プログラムを開始し、2か所以上の大学等教育機関を含めた支援ネットワークを構築します。

〔現状(平成25年3月末時点)〕

・発達障害に関する乳幼児期、学齢期、成人期の相談支援機関は整備されつつありますが、社会参加や就労に向けて特化された体験活動の場はありません。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	発達障害者社会参加事業プランの策定	取組内容	①就労準備支援事業(注1)の試行 ②発達障害者社会参加事業プランの策定
		工程	① 就労準備支援事業の施行 → ● ② プラン策定
平成26年度	就労準備支援事業をもとに社会参加事業の実施	取組内容	就労準備支援事業をもとにした社会参加事業(注2)の開始
		工程	社会参加事業の開始 → ●
平成27年度	学生向けキャリア形成支援事業プランの策定	取組内容	①社会参加事業の継続 ②学生向けキャリア講座の開催と、体験ワークの実施 ③学生向けキャリア形成支援事業プランの策定
		工程	① 社会参加事業の継続 → ● ② 学生向けキャリア講座の開催と、体験ワークの実施 → ● ③ プラン策定
平成28年度	学生向けキャリア形成支援事業の実施 2か所以上の大学等教育機関を含めた支援ネットワークの構築	取組内容	①社会参加事業の継続 ②学生向けキャリア形成支援事業(キャリア教育・就労支援プログラム)の開始 ③大学等教育機関を含めた支援ネットワークを構築
		工程	① 社会参加事業の継続 → ● ② 学生向けキャリア形成支援事業の開始 → ● ③ 支援ネットワークの構築 → ●

(3) 達成時の効果(アウトカム)

ひきこもりや家庭内暴力などの二次障害を併発する発達障害者の数が減少し、より多くの発達障害者が社会に参加し就労できるようになります。

注1 就労準備支援事業とは、個々の障害特性に配慮された場で、就労等を希望する発達障害者が簡単な作業プログラムに取り組む事業のこと。

注2 社会参加事業とは、①長く在宅生活を送る者が安心して参加できる場(居場所)、②就労未経験の者に適応力の向上と就労へのステップを図るプログラム(模擬就労体験)、③就労中の当事者の余暇生活を支えるためのプログラム(余暇活動支援)で構成される発達障害者の自立と社会参加を目的とした事業のこと。

担当 保健福祉局 福祉部 障害福祉課 電話:048-829-1306
保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター 電話:048-859-7422

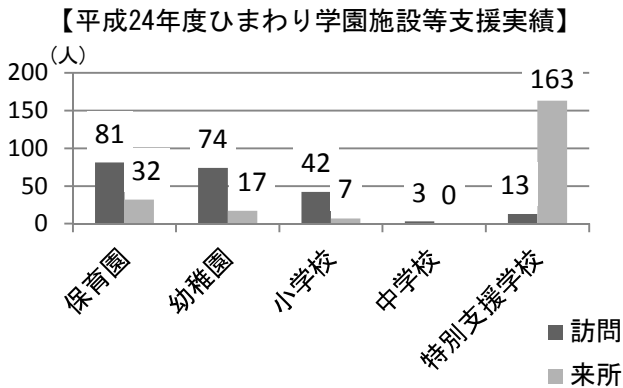
20-4 発達障害児支援の拡充

(1) 数値目標等(取組指標・方針)

発達障害のある幼児及び児童が地域生活を円滑に送れるようにするため、専門職による施設訪問、関係機関との連携を引き続き行います。また、保護者支援として保護者向け勉強会を平成28年度末までに年間11回実施します。

【現状(平成25年3月末時点)】

- ・ 幼稚園、保育園等へ専門職を派遣して、クラス運営や対応方法のアドバイスを実施しています。
- ・ 保健センターへの専門職の派遣、特別支援教育相談センターや学校との連携、関係機関等が実施する講座への協力をしています。
- ・ 育てにくさを感じている低年齢児の保護者に対し、新たなプログラム実施を検討しています。



(2) 各年度の目標と取組内容(工程表)

年度	各年度の数値目標等	各年度の取組内容と工程	
平成25年度	・ 保護者向け勉強会の開催(6回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組1グループ)の試行	取組内容	①地域(注1)の人材育成支援のために専門職を派遣、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②保護者支援の勉強会の対象者を拡大して実施、ペアレントトレーニング(注2)を試行し、実施へ向けて効果、体制を検討
		工程	① ②
平成26年度	・ 保護者向け勉強会の開催(9回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組3グループ)の実施	取組内容	①地域の人材育成支援、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②専門職の派遣の際に出た質問などをまとめた刊行物等の作成の準備 ③保護者支援の勉強会の開催、ペアレントトレーニングを実施しマニュアルを作成
		工程	① ② ③
平成27年度	・ 保護者向け勉強会の開催(10回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組3グループ)の実施	取組内容	①地域の人材育成支援、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②専門職の派遣の際に出た質問などをまとめた刊行物等の発行 ③保護者支援の勉強会の開催、ペアレントトレーニングを実施
		工程	① ② ③
平成28年度	・ 保護者向け勉強会の開催(11回) ・ペアレントトレーニング(1クール11回・8組3グループ)の実施	取組内容	①地域の人材育成支援、関係機関で実施する講座への専門職の派遣 ②保護者支援の勉強会の開催、ペアレントトレーニングを実施
		工程	① ②

(3) 達成時の効果(アウトカム)

地域の人材のスキルアップ支援と保護者に対する支援の実施により、発達障害のある幼児及び児童が地域生活を円滑に送れるようになります。

注1 「地域」とは、子どもたちが通常過ごしている施設(保育園、幼稚園、療育施設、小学校、支援学校、保健センター等)を指す。

注2 ペアレントトレーニングとは、発達障害児の子育てに悩む保護者に対し、子どもへの理解を深め、より良い親子関係をつくり、親子ともに安定した育児・家庭生活が送れるように支援していくためのプログラムのこと。

